

庄内用水元堀樋門

所在地：愛知県名古屋市 竣工年：1910（明治43）年

管理者：名古屋市

認定理由：明治初期に用水と舟運のために開削された水路の取水施設で、明治末期に人造石工法も用いて改築された貴重な樋門である。

中部地方の
選奨土木遺産

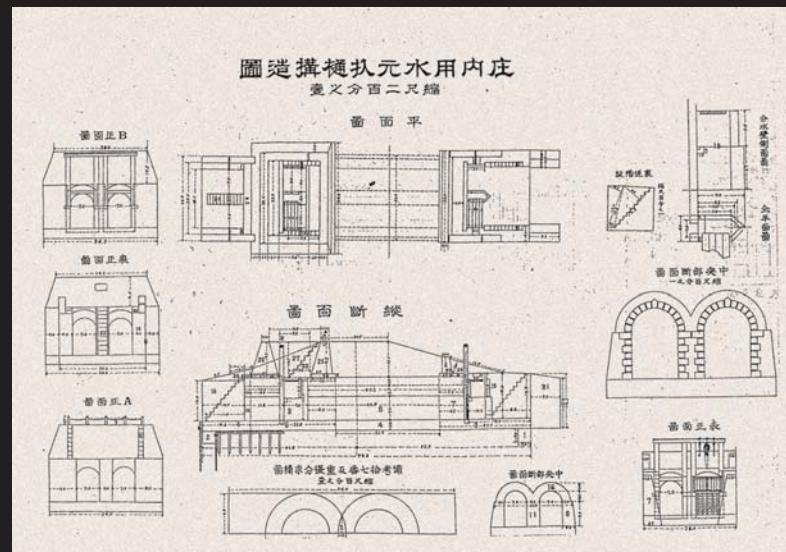
平成27年度登録



表側（入れ側）からみた庄内用水元堀樋門

1876（明治9）年に、農業用水として、庄内川から水をとり矢田川を伏越（川の下に通す逆サイフォン）で交差し、庄内用水は開削された。木曽川から水をひき庄内川へ至る新木津用水と併せて庄内用水、黒川、堀川を経由して熱田港（今の名古屋港）へ至る舟運を開通させる役目もあった。庄内川より水を取り入れる元堀樋門は木造であったために、明治末に矢田川の伏越とともに、恒久化を目指して石造に改修された。現在にみる元堀樋門がこれである。

当時の資料には、元堀樋門の構造について、コンクリート及び切石積みであることが示されるのみである。しかし、1986（昭和61）年の愛知の産業遺産・遺物調査保存研究会と産業考古学会の合同調査により、構造物上部の胸壁、擁壁・翼壁が「人造石」で作られていることが確認された。人造石とは、明治期に主として中部地方で用いられた「たたき」を応用して多数の切石を一体化させて強固に仕上げる工法で、現存するものは希少である。



建設当時に描かれた構造図。元扱の「イリ」の字は手書きで書かれている。
構造は、「前面に釣戸を設置し閑閉に便にす」とされ、現在の觀音開きは後の改良であることがわかる。また、同書に記載される矢田川の逆サイフォンについては人造石構造であることが明記されるが、この元堀樋門については、「敷張はコンクリート」「側壁及甲蓋は素角石にして間場モルタル」と記され、人造石の使用は言及されていない。

（庄内川普通水利組合『庄内用水元堀及矢田川伏越樋改築紀念』1911）



裏正面に嵌め込まれた扁額には「庄内用水元堀 明治四十三年五月 改築」と刻まれている。

土木遺産としての名称の「堀」の字は、この扁額に刻まれた文字を尊重したが、尾張地方の通称および多くの調査資料や紹介記事は「杣」の字を探っている。

扁額の嵌められた胸壁は、人造石で造られている。



裏正面（下流側）から庄内用水元堀樋門。



庄内川に建造されているこの頭首工に誘導された水が元堀樋門へ流れ込む。

